

特定非営利活動法人（NPO 法人）

はりま総合福祉評価センター

評価受審のご案内

より良いサービスの提供のために第三者評価をご活用ください。



はりま総合福祉評価センターの事業の概要

【法人の使命と理念】

「介護・福祉サービスの質を育てる参画と協働」

市民、介護・福祉サービス事業者、行政の協働によって、介護・福祉サービスを提供する事業所及び施設を評価し、サービス利用者及びその家族等に対して情報を提供すると共に、福祉サービスの研究調査等を行い、もって、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の福祉の質の向上を図ることを使命とします。

実施評価事業

「兵庫県福祉サービス第三者評価事業」 評価機関認証番号 HF17-1-0003

兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会が定める仕組みに従い、障害者、高齢者、児童の施設の評価を行います。

「社会的養護関係施設第三者評価事業」 評価機関認証番号 2410-013-03

全国社会福祉協議会福祉サービス第三者評価推進委員会が定める仕組みに従い、社会的養護関係施設の評価を行います。

「兵庫県地域密着型サービス第三者評価事業」 評価機関認証番号 HC17-0003

兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会が定める仕組みに従い、地域密着型サービス事業所「グループホーム」の評価を行います。

「第三者評価活用セミナー」 <従業者研修事業>

事業所の要請により評価調査者が事業所に伺い、第三者評価の意義と基準のとらえ方又は評価結果を踏まえたサービスの課題など第三者評価を活用するため研修を行います。

第三者評価って？

Q1 「第三者評価」とは何ですか？

A1 福祉サービスの「第三者評価」は、福祉サービス第三者評価に関する指針において「社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価」であるとされています。これを踏まえ当センターでは、事業者や施設の状況及び特色について、これを第三者的立場から客観的にかつ共通の視点で評価し、利用者等へ情報提供を行うこと、評価の繰り返しを通じて各事業者や施設のサービスの質の向上を図ることと位置づけています。

Q2 第三者評価では、何を評価するのですか？

A2 福祉サービスの第三者評価事業では、主に、サービス提供体制の整備状況と取り組みについて客観的な立場からの評価が行われます。当センターでは、それらを具体的に以下のように区分し評価しています。

<p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-2 計画の策定</p> <p>I-3 管理者の責任とリーダーシップ</p> <p>II 組織の運営管理</p> <p>II-1 経営状況の把握</p> <p>II-2 人材の確保・養成</p> <p>II-3 安全管理</p> <p>II-4 地域との交流と連携</p>	<p>III 適切な福祉サービスの実施</p> <p>III-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p>III-2 サービスの質の確保</p> <p>III-3 サービスの開始・継続</p> <p>III-4 サービス実施計画の策定</p> <p>A 実施する福祉サービスの内容</p> <p>A-1 利用者の尊重</p> <p>A-2 日常生活支援</p> <p>A-3 社会生活支援</p> <p>A-4 障害特性支援</p>
---	--

第三者評価では事業所で提供されている「福祉サービスの質の向上」を目的として評価が行われます。ですから、その法人や施設の経営（財務）状況についての評価は行われません。

Q3 「第三者評価」と行政監査はどのようにちがうのですか？

A3 第三者評価は、社会福祉施設及び福祉サービス事業等の最低基準や指定基準の遵守のチェックを行う行政監査とは異なります。最低守られるべき基準を満たしているかどうかのチェックではなく、事業者の提供するサービスの質の向上を目的として、現状の福祉サービスをよりよいサービス水準へと誘導を促すものです。

■ 第三者評価と最低基準及び監査との関係



§ 福祉サービス第三者評価の意義と活用

<評価の意義>

福祉サービス第三者評価は、福祉施設・事業所の福祉サービスの質について、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的な立場のもとに評価を行う仕組みとして、福祉施設・事業所における福祉サービスの質の向上をはかることを目的としています。また、評価結果を公表することにより、利用者・家族への説明や情報提供に資するものです。

具体的には、福祉施設・事業所が事業運営における具体的な改善点を把握し、福祉サービスの質の向上に結びつけるとともに、福祉施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや成果等を明らかにし、利用者の適切な福祉サービスの選択に資するための情報とします。

<第三者評価の特徴>

- * 誘導基準による評価 …… 「より良いサービス」の水準を目指し、法令による最低基準を満たしたうえでの福祉サービスの質の評価をおこないます。
- * 仕組みによる評価 …… サービスの良し悪しではなく、サービスを提供する仕組み(PDCA)を主に評価します。
- * 気づきによる評価 …… 自己評価によって自らサービスを点検し、第三者に説明することで、サービスの現状と課題を明確していく評価を行います。
- * 改善するための評価 …… 評価の結果が出て、終わりではなく、評価の結果を活用してサービス改善のサイクルを作ります。

第三者評価は施設のアセスメント

<評価対象サービスと評価基準>

- ・ 当センターで行う本事業の対象となる福祉サービスは、以下の通りです。

障害分野

入所支援： 障害者支援施設、障害児入所施設

訪問支援： 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等

通所支援： 療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、障害児通所支援、多機能型事業所、地域活動支援センター等

共同生活支援： 共同生活援助、福祉ホーム

就労支援： 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)等

児童分野

保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、児童館

高齢分野

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、訪問介護、通所介護

その他

救護施設、社会福祉事業授産施設、婦人保護施設

社会的養護関係施設

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設

- ・ 本事業で使用する評価調査票(第三者評価基準並びに利用者調査項目)は、兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会(以下「委員会」という。)が定めた共通評価項目を踏まえ、分野及び施設形態ごとに当法人が作成した以下の調査票を使用します。

<評価にかかる料金>

評価にかかる料金は、以下に基づいて計算された額を基本とし、事業所ごとの案件を考慮して定めます。

●評価料金 = A 基本料金 + B 併設追加料金 + C 実費加算(交通費、消費税)

A 基本料金

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 入所施設 | 200,000円(定員100名まで) |
| ② 通所施設 | 150,000円(定員50名まで) |
| ③ 訪問介護等 | 100,000円(利用契約100名) |
| ④ 社会的養護関係施設 | 250,000円 |

B 併設追加料金

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ① 併設施設(事業)の同時調査 | : 1事業につき100,000円 加算 |
| ② 大規模加算 | : 基本料金の定員を10名超えるごとに10,000円加算 |

C 実費加算

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 評価に必要な交通費及び消費税の実費相当 | を加算 |
|-----------------------|-----|

第三者評価活用セミナーの料金

<事前セミナー> 20,000円(別途消費税)

* 評価の意義 * 評価基準の解釈 など 2時間の説明・講習

<事後セミナー> 30,000円(別途消費税)

* 評価結果の分析 * 評価から見えた課題 * 質の向上サイクルの提案など2時間の説明講習

<評価受審の申込み>

評価のお申込みは随時受け付けております。

評価受審申込書(ホームページからダウンロードが可能です)をご記入の上、事務局まで郵送かFAXにてお送りください。

担当者がご連絡のうえ、ご説明にお伺い致します。

受審のお申込みをいただいてから、評価実施(訪問調査)まで、最低でも60日を要しますので、ご希望の期間より2ヶ月前にはお申込み下さい。

<事務局・お問い合わせ先>

〒670-0955 兵庫県姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館3階

電話: 079-287-3000 FAX: 079-287-3200

eメール: harima-hyouka@h-294.com

事務局長 河原正明 事業担当 西本直樹 事務員 吉田 恵